

加茂市立石川小学校「いじめ防止基本方針」

令和4年5月

はじめに

「いじめ防止対策推進法（平成25年）」と「新潟県いじめ等の対策に関する条例（2020.12）」、「新潟県いじめ防止基本方針（2021.3改定）」、「加茂市いじめ防止基本方針」に基づき、本校におけるいじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応）のための対策を総合的かつ組織的に推進することを目的として加茂市立石川小学校「いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの定義

いじめの定義

学校内・学校外、同じ学校・違う学校にかかわらず、何らかの関係がある他の子どもからの暴力、物隠し、おどしや悪口、無視、からかいなどの行為によって行為をされた子どもの心や体が傷ついたり、苦しんだりすること（インターネット上で行われたものも含む）。

◇ 以前は、「自分より弱い者に対して」や、「一方的に」、「継続的に」、「深刻な」などが含まれていましたが、現在は、削除されています。代わりに重視しているのは、「**本人の被害感**」です。
「ひやかし」や「いじり」のつもりであっても、相手が嫌な気持ちになれば、それは、「いじめ」です。

◇ 具体的ないじめの態様の例*

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

◇ 新潟県の条例では新たに「いじめ類似行為」が加わりました。

- 「当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい）の高いもの。」
- 蓋然性…「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。
 - 例えば…SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合

◇ 具体的ないじめ類似行為の例*

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など。

（※「新潟県いじめ防止基本方針」より）

2 いじめの認知及びその後の対応における留意事項

(※「新潟県いじめ防止基本方針」より抜粋。下線は校内で引いたもの、波線は校内で付記したものである。)

- いじめを受けたとされる児童生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）等において判断する。特に、アンケート等で挙げられた情報については、いじめの認知を前提として状況を確認する。
- 外見的には遊びやけんかのように見える行為でも、見えない所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、学校いじめ対策組織へ報告し、情報を共有する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めるものとする。

3 いじめ防止に向けた基本姿勢（5つのポイント）

いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めること。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進すること。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じること。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、加茂市教育委員会等を中心に協力して解決にあたること。
- (5) 学校と家庭が協力・連携して指導にあたること。

4 いじめ対策のための校内組織の設置

- (1) 校長・教頭・該当担任・生活指導主任・養護教諭からなる、「いじめ・不登校等対策委員会」を設置し、全職員・全校体制ですべてのケースに対応する。
- (2) 必要に応じ、加茂市教育委員会や関係機関と適切に連携し対応を進める。

5 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

(1) いじめの未然防止・早期発見

①児童への指導と保護者との連携

内 容	児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止	○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル） ○正しい判断力や規範意識、倫理観の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組による自己有用感等の醸成 ○授業改善による「わかる授業づくり」 ○学級経営の充実による認め合う人間関係づくり ○あいさつ運動の充実と「心通じ合うコミュニケーション能力」の育成 ○情報モラル、インターネットの適切な利用に関する指導	○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話・スマートフォン、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加
いじめの早期発見	○集団から離れて一人である児童への声掛け ○「いじめアンケート」「いずみっ子アンケート」や教育相談による情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究	○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 ○連絡帳による保護者との連携

②家庭や地域との連携

各家庭（ＰＴＡ）での取組	○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（ＰＴＡ教育講演会の実施等） ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践（自己有用感・規範意識醸成）
地域での取組	○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡 ○地域、親子の交流の場（適切な人間関係をつくる能力の醸成）

③教職員の情報の共有

- ア) 職員終会時に子どもの様子について情報交換を行い、問題の早期発見と情報共有を行う。
- イ) 「子どもを語る会」を年間２回以上行い、児童の情報を共有し全校体制での対応を進める。

(2) いじめへの早期対応

トラブルや心配な状況を確認した段階から、加茂市教育委員会に報告し、学校と教育委員会が連携し、状況改善に向け最善を尽くす。

いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、管理職への速やかな報告、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時の教師による見回り実施など、被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関との連携	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（丁寧な聞き取り、説明、謝罪等）

6 重大事態への対応

重大事態を招くことのないように対応しても、なおかつ重大事態が生じた場合は、加茂市教育委員会と連携して対応に当たる。

7 取組の評価と改善

(1) P D C Aサイクルで取組を実施し、定期的に取り組の評価と見直しを行う。

(2) 必要に応じていじめ防止基本方針の見直しと修正を行う。